

死亡事故多発

今年の8月から11月初めにかけて、町内で4件の交通死亡事故が発生しました。真岡市や益子町でも死亡事故が多発しているため、真岡警察署管内に「交通死亡事故多発警報」が発令されました。

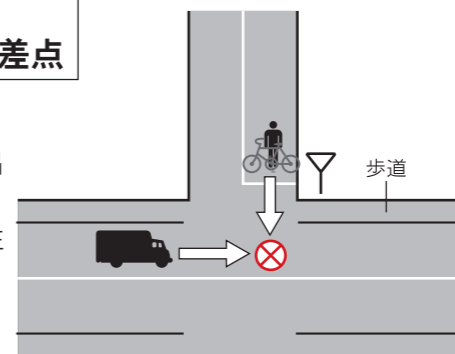
栃木県は、人口10万人あたりの交通事故死亡者数が常に多く、犠牲者のうち65歳以上が約4割を占めており、高齢者の交通死亡事故防止対策が大きな課題となっています。

これから年末にかけて交通事故が増える時期になります。もう一度交通安全に対する意識を確認し、事故のない芳賀町を目指しましょう。



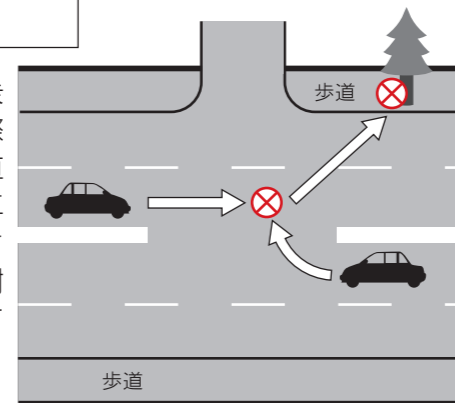
9月15日 13:50
祖母井地内
主要地方道交差点

丁字路交差点で自転車と自動車が出合い頭に衝突。自転車運転の男性が死亡。



11月2日 8:37
芳賀台地内
町道交差点

丁字路交差点で乗用車が右折する際に、対向車線を直進してきた乗用車と衝突。押し出された車両が街路樹に衝突、運転していた男性が死亡。



10/1 制定 芳賀町 安全で安心な まちづくり条例

～互いに支え合い、
守り合うことのできる
地域社会を～

「安全・安心なまちづくり」の推進
「鍵かけ運動」の推進
「子ども見守り運動」の推進

総務課地域安全対策係
【☎028(677)6029】

最近の全国的な犯罪の増加により、誰もが安心して暮らせる地域社会を実現していくためには、町民自らが安全に対する意識を高めながら防犯活動に取り組んでいくことが必要となってきました。

生活安全条例は、昨年度から全国の市町村で制定されています。栃木県では、平成17年度に「栃木県安全で安心なまちづくり推進条例」を施行し、県、市町、県民が関係団体と一体となって体制を整備するとともに、各種施策が展開されています。

今回「芳賀町安全で安心なまちづくり条例」を制定し、この条例のもとに地域安全対策協議会を置き、警察その他の関係団体とともに活動します。

条例の詳細は町ホームページでご覧ください。
<http://www.town.haga.tochigi.jp>

- 町の責務：犯罪・事故などの防止に配慮した環境の整備、啓発活動を行う。
- 町民の責務：自らの安全確保、互いに協力して地域の安全活動推進に努める。
- 事業者の責務：事業者の所有または管理する土地・建物を適正に管理し、町民の安全確保に努める。

年末年始の工事に ご協力ください

年末から年始にかけて、町が発注した工事が図のように行われています。交通規制などのご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

なお、通行の際は誘導標識に従い、十分注意してください。



- 建設課 【☎028(677)1113】
- 都市計画課 【☎028(677)6020】
- 農政課 【☎028(677)6045】
- 土地改良区 【☎028(677)0101】

○道路の除雪について

町では建設業者の皆さんと連絡体制をとり、主な道路の除雪作業を行います。

市街地では、除けた雪が路側に帯状に残ります。玄関先などに残った雪は、各戸で処理してください。農村部では、道路の雪を沿線の水田や畑に置かせていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

○スリップ防止用の砂配置

坂道にはスリップ防止用の砂を配置します。凍結したときなどは、自由に散布してご使用ください。使い尽くした場合は補充しますのでご連絡ください。目的以外の使用のために砂を持ち去らないでください。

建設課管理係 【☎028(677)6019】